図７－３　苦情相談件数の推移

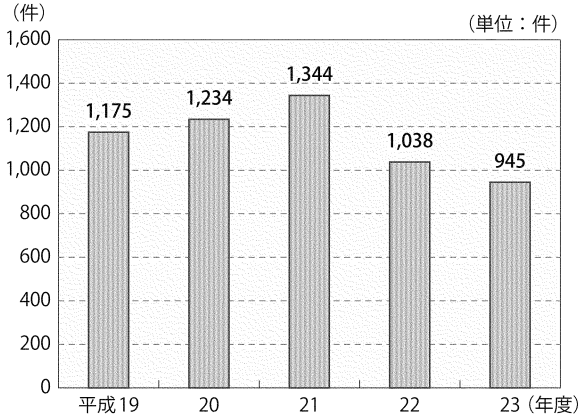
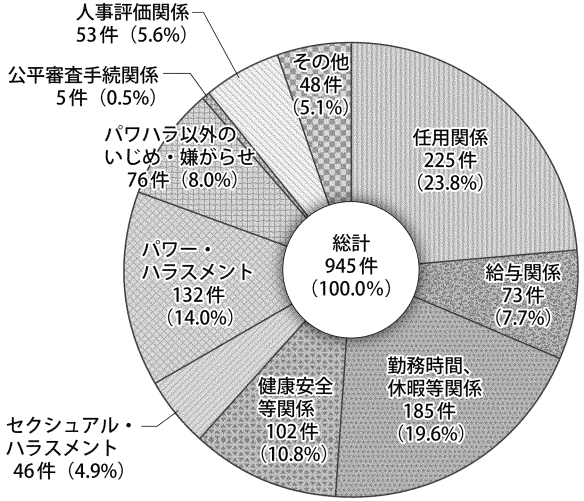


図７－４　平成23年度苦情相談の内容別件数



第８章　国際協力

国際社会における我が国の果たすべき役割が大きくなるにつれ、開発途上国政府や国際機関への技術協力を目的とする日本の公務員に対する派遣要請に加え、各国政府職員の人材育成や公務員制度の整備等に向けた支援の要請も強くなっている。

人事院は、派遣法の適正な実施や、各国政府職員等の研修に関する協力、中国・韓国との連携などを通じて、人事行政分野における国際協力を推進している。

第１節　派遣法による派遣状況

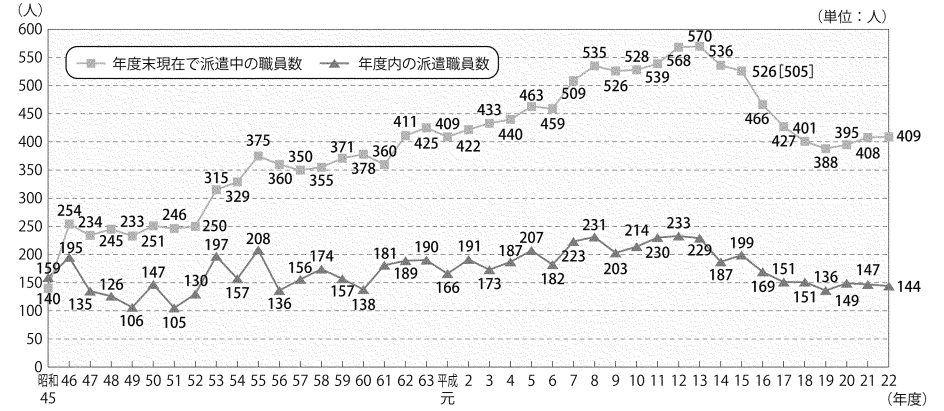
各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

平成22年度において新たに国際機関等に派遣された職員は144人で、前年度と比べると３人減少している一方、平成22年度中の復帰職員数は136人であるところ、平成22年度末における派遣職員数は409人で、前年度と比べると１人増加している（図８－１）。

また、派遣期間が５年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、平成22年度には４件の協議があった。

平成22年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、図８－２及び図８－３のとおりである。

図８－１　派遣職員数の推移



（注）平成15年度の［　］内の数は、国立大学法人の発足により同法人職員となった者（21人）を除いた人数である。

図８－２　平成22年度末派遣先機関別状況

